

## 県発注工事における物価高騰対策について

### 1 概要

県では、積算から契約日までの物価変動への対応を目的として、契約締結後に単価適用年月日を変更して契約する制度を平成24年度から導入しているが、昨今の中東情勢に起因する急激な資材価格高騰があった際に、より実態に即した設計単価を適用するため、「契約日時点の設計単価」から契約時点の実勢価格である「契約日から翌々月後の設計単価」に運用を改定するもの。

また、発注済み工事や変更後の更なる物価高騰に対しては、既存のスライド条項を適切に運用し、物価高騰分を工事価格へ転嫁できるよう努めていく。

### 2 期待する効果

- 適切な実勢価格の反映

契約時点において、実勢価格に近い適正な工事価格となる。

- 入札不調の防止

採算性の悪化を懸念した入札不調を回避する。

### 3 対象工事

令和8年5月1日以降に入札公告する案件から適用する。

### 4 単価適用年月日変更のイメージ図

	4月（契約月）				5月（契約翌月）				6月（契約翌々月）			
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
物価資料 （刊行物）	実態調査			○発刊								
県単価				4月の刊行物を用いた6月単価調製				○配信	6月単価（4月の実態調査が反映）			
工事	○契約								●変更契約			
	工 期											